

令和7年10月14日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和7年10月14日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
2番	内田すなを 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

末次 龍夫 委員 中村 裕 委員

事務局の出席者は8名である。

事務局 みなさん、おはようございます。お時間になりましたので、10月総会の開催に当たり報告をいたします。

本日は、現委員数24名中22名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 皆様、おはようございます。ただいまより10月の農業委員総会を開催いたします。まず、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、審議番号14番につきましては、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についての審議番号2番と関連のある案件でございますので、審議番号14番は第3号議案と一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、審議番号1番から、3ページの審議番号11番までの11件です。

4ページをお願いいたします。

西部地域、審議番号12番、13番の2件です。

以上、審議番号1番から審議番号13番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からのご説明が終わりました。

なお、本議案の審議番号9番及び11番は、新規農地取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について担当委員より報告をお願いいたします。

なお、審議番号11番は、議長である私が担当をいたしましたので、報告は事務局のほうが行います。

それでは、報告をお願いいたします。

委 員 審議案件9番の案件につきまして、9月9日に申請人の*****氏と私、**、**副会長、**推進委員並びに事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、ご報告いたします。

申請人の*****氏は、現在中央町にお住まいです。遠方に住む譲渡人から所有する農地の維持管理が困難との理由で、対象農地に隣接する宅地を含め贈与を受ける予定です。新規農地取得となります。申請人の年齢は75歳です。農作業につきましては、申請人本人のみで行われます。当面の間、中央町から通いとなりますが、贈与される住宅の改修が済み次第、当該住宅を拠点として管理を行っていく予定とのことです。取得する農地では果樹を栽培する予定となっております。農業の経験はありませんが、栽培技術等につきましては、兄や農業を営んでいる知人に相談するとのことです。農作業に必要な草刈機、軽トラック等の機材は既に購入し、保有しています。

ヒアリングをした結果、申請人の意欲も高く、今後の適切な農地の管理を見込めるものと考えられます。また、ヒアリングをした結果につきまして、10月2日の東部審査会へ報告を行い、問題ないと判断されております。

以上、ヒアリングの結果につきまして報告を終わります。

事 務 局 審議番号11番の案件につきまして、9月19日に申請人の*****氏、日比生会長、**推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の*****氏は、北野町仁王丸の農地を売買にて妻と共有で取得する予定です。持分は、それぞれ2分の1です。新規農地取得になります。

申請人の年齢は29歳です。営農計画は、季節の野菜を作付けする計画となっております。農作業は本人と妻で従事する予定です。農業経験はありませんが、近所の経験者及び妻の実家から教わりながら耕作する予定です。

農機具については、くわ、一輪車、スコップ等を導入する予定です。生産物については、自家消費ですので販売の予定はありません。

ヒアリングをした結果、本人の意欲も見受けられ、適切に農地の維持管理できるものと思われれます。また、ヒアリング結果について、10月2日の東部審査会にて報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、審議番号11番のヒアリング結果について報告を終わります。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、質疑を終了しまして、ただいまより採決をいたします。

審議番号14番を除く第1号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号14番を除く第1号議案は可決されました。

続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、審議番号1番は、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号5番と関連する案件でございますので、審議番号1番は第4号議案と一括して議題といたします。

また、審議番号2番は、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についての審議番号3番と関連のある案件でございますので、審議番号2番は、第3号議案と一括して議題といたします。

それでは、第1号議案の審議番号14番、第2号議案の審議番号2番及び第3号議案を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので、付議いたします。

4ページをお願いいたします。

使用貸借権設定、西部地域、審議番号14番の1件です。

こちらにつきましては、第3号議案、2番と関連案件となります。

以上、審議番号14番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基

準について審査会において説明を行いました。不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請について。

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので、付議いたします。

西部地域、2番、1件です。

2番、申請地、城島町江上、田、2筆、計923㎡。

申請理由、転用目的を変更するものです。変更内容は、転用目的を運動場及び広場から共同生活援助施設（グループホーム）に変更するものです。こちらにつきましては、令和6年12月12日付にて5条許可がなされたものです。地図ナンバーは2。

第3号議案、3番と関連案件となります。

6ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

申請地、北野町塚島、田、1筆、54㎡。

申請理由、申請地を自己用住宅及び農業用倉庫の敷地として拡張するものです。農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域、2番、3番の2件です。

2番、申請地、藤光町、田、3筆、計3,805㎡。

申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの、農地改良行為です。農地区分は第1種農地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

第1号議案、14番と関連案件となります。

3番、申請地、城島町江上、田、2筆、計923㎡。

申請理由、申請地に共同生活援助施設（グループホーム）を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、公益性が高いと認められる事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

第2号議案、2番と関連案件となります。なお、審議番号2番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番でお願いをいたします。

委員 東部審査会の4条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは3番です。転用目的は、自己用住宅及び農業用倉庫の敷地として拡張するものですが、既に施工しており、始末書付きの申請となっております。申請地は、北野中学校から北へ約100mのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜枳を經由して南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設された市下水道管に接続します。被害防除につきましては、既設の石積み及び既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

委員 西部審査会の4条申請について報告します。

審議番号2番、地図ナンバーは4番です。転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は、許可日から令和8年3月31日の予定で、改良後も田として利用する計画となっております。申請地は、久留米工業大学から西へ約1.2kmのところに位置しております。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で南側の水路に排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びエコブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは5番です。転用目的は、共同生活援助施設（グループホーム）を建築するものです。申請地は、江上保育園から北東へ約

70mのところを位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、公益性が高いと認められる事業として、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下及び溜枳を經由して南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して南側の水路へ排水されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。以上、2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。

なお、採決に当たりましては、第1号議案の審議番号14番、第2号議案の審議番号2番及び第3号議案の3つに分けて採決をいたします。

それでは、第1号議案の審議番号14番に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案の審議番号14番は可決されました。

続きまして、第2号議案の審議番号2番に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案の審議番号2番は可決されました。

続きまして、第3号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
なお、第3号議案の審議番号2番は、許可相当として、県農業会議へ意見聴取をいたします。
続きまして、第2号議案の審議番号1番及び第4号議案を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 5ページをお願いいたします。
第2号議案、農地転用計画変更承認申請について。
農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
西部地域、1番、1件です。
1番、申請地、大善寺町夜明、田、1筆、1,082.31㎡。
申請理由、転用面積を変更するものです。変更内容は、転用面積を3,611㎡の内961㎡から3,611㎡の内1082.31㎡に変更するものです。こちらにつきましては、令和3年12月13日付にて5条許可がなされたものです。地図ナンバーは1。第4号議案、5番と関連案件となります。
7ページをお願いいたします。
第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、2番の2件です。
1番、申請地、田主丸町船越、田、2筆、計572㎡。
申請理由、申請地を取得して露天資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。
2番、申請地、北野町高良、畑、1筆、164㎡。
申請理由、申請地を取得して貸露天駐車場の敷地を拡張するものです。
農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
8ページをお願いします。

西部地域 3 番から10ページの 8 番までの 6 件です。

3 番、申請地、荒木町荒木、田、6 筆、計5,796㎡。

申請理由、申請地を取得して事業所（鉄道業）を建築するものです。

4 番、申請地、荒木町藤田、田、3 筆、計1,870㎡。

申請理由、申請地を取得して露天資材置場及び露天駐車場として利用するものです。

9 ページをお願いします。

5 番、申請地、大善寺町夜明、田、1 筆、1082.31㎡。

申請理由、申請地を借り受けて農業用倉庫、露天駐車場及びトイレとして利用するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、許可の例外規定を適用しております。第 2 号議案、1 番と関連案件となります。

6 番、申請地、安武町安武本、田、4 筆、計3,915㎡。

申請理由、申請地を借り受けて工事用道路及び露天資材置場兼作業場として利用するものです。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお願いします。

7 番、申請地、三潞町田川、田、1 筆、19㎡。

申請理由、申請地を取得して、貸露天資材置場の敷地を拡張するものです。

8 番、申請地、三潞町田川、田、6 筆、計2,037㎡。

申請理由、申請地を取得して、宅地分譲（5 区画）として利用するものです。

なお、審議番号 3 番、5 番、6 番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会よりお願いをいたします。

委 員 東部審査会の 5 条申請について報告します。

審議番号 1 番、地図ナンバー 6 番です。転用目的は、露天資材置場として利用する

ものです。申請地は、船越小学校から東へ約560mのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号2番、地図ナンバーは7番です。転用目的は、貸露天駐車場の敷地として拡張するものです。なお、申請人が役員を務める土木建設業の会社へ、露天駐車場として貸す計画です。申請地は、弓削小学校から北東へ約640mのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、既設の石積み、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

委 員 西部審査会の5条申請について報告します。

審議番号3番、地図ナンバーは8番です。転用目的は、事業所（鉄道業）を建築するものです。申請地は、JR荒木駅から東へ約270mのところに位置しております。農地区分につきましては、JR荒木駅からおおむね300m以内の区域にある農地がありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、申請地内に新設する側溝を経由して南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、L型擁壁及びコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは9番です。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場として利用するものです。申請地は、久留米工業大学から南西へ約540mのところに位置しております。農地区分につきましては、上下水道管が埋設

された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に保育園と学校がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、沈砂池を経由して南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは10番です。転用目的は、農業用倉庫、露天駐車場及びトイレとして利用するものですが、法令順守に基づき、是正を行うための始末書付の申請になっています。申請地は、三瀦小学校から北へ約550mのところに位置しております。農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽から暗渠管を経由して北側の水路へ排水されます。被害防除につきましては、縁石を設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは11番です。転用目的は、一時転用（工事用道路及び露天資材置場兼作業場）として利用するものです。一時転用期間は、令和7年11月1日から令和8年6月30日の予定で、一時転用終了後は、田として利用する計画となっています。申請地は、安武小学校から北東へ約650mのところに位置しております。農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。工事用道路の雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。露天資材置場及び作業場の雨水排水につきましては、自然流下及び自然流下で、北側の水路に排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、緩衝地及び土木シートを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号7番、地図ナンバーは12番です。転用目的は、貸露天資材置場の敷地を拡張するものです。なお、転用後は土木工事業を営む会社へ貸す計画です。申請地は、西鉄三瀦駅から南西へ約110mのところに位置しております。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につき

ましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは13番です。転用目的は、宅地分譲（5区画）として利用するものです。申請地は、西鉄三潯駅から東へ約40mのところに位置しております。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜樹を經由して新設される道路側溝から東側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して、新設される道路側溝から東側の水路へ排水されます。被害防除につきましては、L型擁壁及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、6件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。質疑は大丈夫ですか。

委 員 お尋ねします。第2号議案の1番、第4号議案の5番は、以前から問題の場所ではないですか。一番大切な経緯をお願いいたします。

事務局 それでは、5ページをお願いします。

まず、令和3年12月13日付で農業用倉庫、露天駐車場及びトイレということで許可を受けていました。その後、農業用倉庫を改修して、農家レストランとして利用されていましたが、都市計画法上の集客施設になるので、都市計画法違反となりました。

指導をしていく中で、農業用倉庫と、ほかに2 a 未満で2つぐらい農業用倉庫を建てていたところが、全部建築基準法上違反となるため、その2 a 未満の農業用倉庫2つは撤去して農地に戻すか、農業用倉庫を建築基準法上に基づいた建物に是正するよう、指導しておりました。

農振法上と農地法上では、最初から許可を受けていれば、農家レストランは問題ありませんでしたが、都市計画法や建築基準法上の違反で、一緒に指導していくことになりました。また、当初の計画はトイレがくみ取り式でしたが、合併浄化槽を設

置して、北側の水路に流しておりました。そこで、くみ取り式から合併浄化槽に変更できるのか、土地改良区と協議した結果、土地改良区は、一定の条件付きで、合併浄化槽を認めました。条件も解消されたので、農業用倉庫と露天駐車場は、既に令和3年時点でできていますので、今回トイレについて、合併浄化槽に基づいて、新たに少し大きめのトイレを建築するという変更と転用面積も是正の内容に基づいて変更になっています。

農地の転用面積は増えていますが、実際この961㎡のうち138㎡は、2 a 未満で先行して駐車場としていましたが、実際は少し減っています。また、建築基準法上の違反のところは農地に戻していることを確認しています。今回計画変更と許可申請を併せて行い、県の農業会議にも始末書付ということで意見聴取していきたいと思えます。

経緯については、以上です。

議 長 ほかにありませんか。どうぞ。

委 員 合併浄化槽は、お客さんも多く来客されるから、合併浄化槽の県の許可などには、問題はないのですか。

事務局 その大きさも確認した上で是正していますので、法的に問題ないということで併せて進めています。

委 員 では、パイプラインが前面道路に通っていましたが、あれについてはどうなっていますか。

事務局 そこも、土地改良区の意見書の内容では、パイプラインから1.5m外さずにアスファルトにしたら駄目だとしていたが、全面アスファルト敷にしていました。その部分は全部アスファルトを剥がさせて、今、砂利敷になっています。

パイプラインも一回、壊しています。たしか水が噴き出して、それも直させました。土地改良区の意見書は、パイプライン等の施設の利用を害さないよう、十分に土地改良区と協議を行い、パイプラインより1.5m外して工事を施工すること。あと工事で道路などが破損した場合は補修工事を行う。あと問題が生じた場合は、土地改良区と協議を行うこと。というような条件が付されていて、その条件にも違反して

いたので、そこも指導しながら是正させています。

議 長 ほかにありませんか。どうぞ。

委 員 こちらだけではなく、例えば何かの許可をした、新規就農者を新規就農させた、そういうときに、その後を時々見に行かないといけないですよね。それはもうつくづく感じました。

*****が、大きく規模を拡大し始めたときに、これ間違っていますよ、元に戻しなさいと指導できたら、ここまで長く引っ張っていないと思います。

だから、たまに回って、新規就農者が買ったところが、やってないじゃない、草だらけになっているというときは、そちらへ行って話をして、何が問題なのか、この土地はこのままやったら大変なことになるよというような指導をして、何かフォローしていかないといけないかなというのを、今回特に感じましたので、私の経験としてお話をしておきます。

議 長 どうもありがとうございました。ほかに質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。

なお、採決に当たりましては、第2号議案の審議番号1番と第4号議案に分けて採決をいたします。

それでは、第2号議案の審議番号1番に賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案の審議番号1番は可決をされました。

続きまして、第4号議案に賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
なお、第4号議案の審議番号3番、5番、6番は許可相当として、県農業会議へ意見聴取をいたします。
続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 11ページをお願いいたします。
第5号議案、非農地証明について。
非農地証明願が提出されたので付議いたします。
東部地域1番、2番の2件です。
1番、申請地、田主丸町以真恵、畑、1筆、186㎡。現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは14。
2番、申請地、田主丸町豊城、畑、1筆、63㎡。現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは15。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、質疑を終了し、採決をいたします。
第5号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページお願いいたします。
第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画について。
中間管理事業の推進に関する法律に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画について意見を求められたので、付議いたします。
1、内容。第1区、1番、2番の2件です。
13ページお願いいたします。
第2区、3番、1件です。第3区、4番、5番の2件です。
2、意見案。各譲受人の営農状況より要件を満たしていると認められるため、当該計画は問題ないと思われるとしております。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑がないようでございますので、質疑を終了し、採決をいたします。
第6号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て、通知をいたします。
続きまして、第7号議案、農用地の買入協議要請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 14ページをお願いいたします。
第7号議案、農用地の買入協議要請について。
農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、市長へ農用地の買入協議を要請いたしたいので付議いたします。
第4区、1番、城島町下青木、田、6筆、計2万311㎡。

要請理由、あっせん相談により、地元農地利用最適化推進によるあっせん協議を行い、認定農業者への集積が図られるよう調整を試みたが、売渡し希望価格において調整が不調に終わった。しかしながら、当該農用地は、久留米市農業基本構想の実現など、将来的見地から見た優良農地であり、認定農業者への集積を図るため、市長への買入協議要請を行うものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 なければ採決に参ります。

第7号議案につきまして、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。第7号議案、全員挙手により可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の撤回願について。

事務局の説明を省略いたします。

ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

「なしの声」

議 長 ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

よって、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議はございませんでしょうか。

「異議なしの声」

- 議 長** ご異議なしと認めます。よって、議決された案件で条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。
- ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、6番、川津富夫委員、19番、林田高夫委員にお願いをいたします。
- 以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。